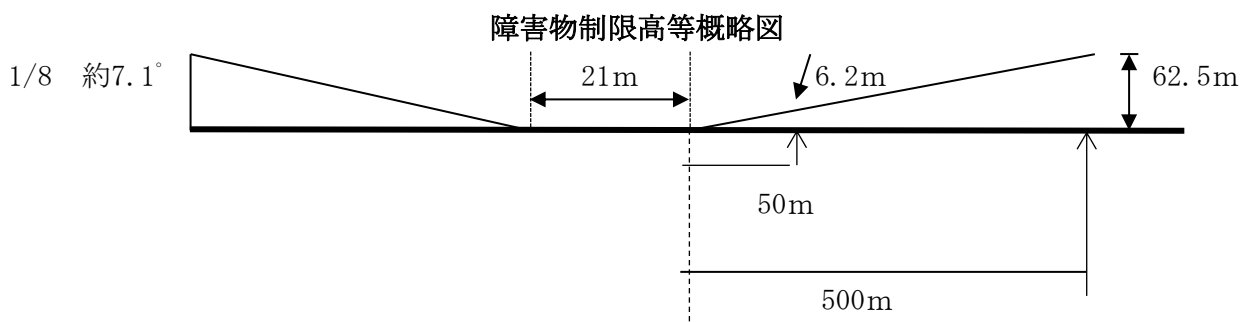


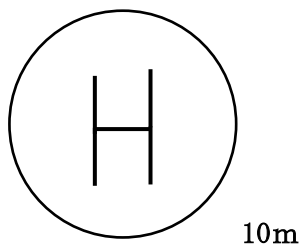
## [参考資料]

### 参考資料1 北海道消防防災ヘリコプター臨時離着陸場所選定条件

- ◆ 離着陸帯の広さ
  - ・密集地においては21m×17mの確保ができること。
  - ・非密集地においては18m×14mの確保ができること。非密集地とは、周囲に民家や他の構造物がなく、広く解放されている場所で、これ以外の場所は、全て密集地として扱う。
- ◆ 周囲の障害物の状況
  - ・離着陸帯を中心として、その周囲500m先まで1/8の勾配（約7.1°）の傾斜面上に出る障害物がないこと。（下図参照）この条件を満足できない場合は、少なくとも相対する2方向（なるべく恒風方向）において、この条件を満足すること。
- ◆ 離着陸帯の条件
  - ・平坦な場合であり、かつ、ヘリコプターの重量に耐える地盤の強度が確保できること。
  - ・地盤の緩い草地等については、転圧をするかロードマット又は鉄板等が敷けること。
  - ・離着陸帯及びその周辺は、ヘリコプターのローター吹き出し風（ダウンウォッシュ）によって飛散するような物がないように、整理されていること。
- ◆ その他の参考事項
  - ・グラウンド等の場合、地表面が乾燥している時は砂塵の巻き上げ防止のため、十分な散水を行う必要があること。
  - ・離着陸帯中央に直径約10mの正円と中にHのマークを石灰、ペンキ等でマーキングすることが可能なこと。（下図参照）
  - ・救急車等の車両の出入りのよい場所であること。
  - ・通信連絡手段を確保できること。



※ 離着陸帯中央に直径10mの正円と中にHを石灰、ペンキ等でマーキングすること。



## 参考資料2 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

(「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」抄)

### 1 災害救助用米穀の引渡し体制整備

(1) 農林水産省生産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する知事又は市町村長からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法（昭和22年法律第118号）が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が発動され、救援を行う場合

(2) (1) の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする。

イ 知事は、災害救助用米穀を局長から全量買い受ける。

ウ イの米穀を販売する価格は、原則として法律が発動される直前の受託事業体に指示した予定価格等を基準に決定する。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。

(ア) (1) のアの場合は、30日以内（次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3か月以内）であって局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、局長がやむを得ないと認めること。

(イ) (1) のイの場合は、3か月以内であって局長と知事が協議し決定した期間とする。

### 2 災害救助用米穀の引渡方法

局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行う。

(1) 局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡すときは、知事と売買契約書（案）様式4-20）により契約を締結する。

(2) 局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

